

付帯メニュー定義書
【ガス・電気セット割（Sプラン）】
事業用特約

大多喜ガス株式会社

2019年10月1日実施

目次

1 実施期日	1
2 定義	1
3 適用条件	1
4 割引内容	1
5 日割計算時の割引内容	1
6 適用期間	2
7 適用廃止	2
8 セット割（Sプラン事業用特約）の定義書の変更および廃止	2

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（Sプラン）】事業用特約（以下「セット割（Sプラン事業用特約）」の定義書」といいます。）は、房州ガス株式会社（以下「房州ガス」）の都市ガスまたはLPガスをご契約いただいているお客さま、または、大多喜ガス株式会社（以下「大多喜ガス」）と複数の電気需給契約をいただけるお客さま向けに、房州ガスの電気の電気需給約款[低圧]（以下「電気需給約款」といいます）、電気料金メニュー定義書（お家ぽっ！ぽっ！Sプラン）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割（Sプラン事業用特約）の定義書は、2020年7月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書（お家ぽっ！ぽっ！Sプラン）に定義される言葉は、セット割（Sプラン事業用特約）の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

房州ガスおよび大多喜ガスは、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、房州ガスおよび大多喜ガスが承諾した場合に、セット割（Sプラン事業用特約）を適用します。ただし、房州ガスおよび大多喜ガスが別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、房州ガスの電気の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者でありお家ぽっ！ぽっ！Sプランの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、房州ガスの都市ガスまたはLPガスの需給に関する約款または契約書にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。もしくは、お客さまが、複数の電気の契約の契約者であること。
- ② お客さまの電気の契約における需要場所で、農業、製造業等の事業用に使用することを目的として、電気を使用すること。

4 割引内容

房州ガスおよび大多喜ガスは、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および燃料費調整額の加算あるいは差し引きを除く電力量料金から、それぞれに0.010を乗じた額（それぞれ小数点以下第3位で切り上げ）を割引きます。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款 17（日割計算）(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4 (割引内容) 記載の割引金額×(日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(Sプラン事業用特約)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(Sプラン事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の房州ガスおよび大多喜ガスがお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割(Sプラン事業用特約)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割(Sプラン事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

房州ガスおよび大多喜ガスは、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(Sプラン事業用特約)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款 30(お客さまからの電気需給契約の解約)または 31(電気需給契約の解約等)による解約日。
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日。なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日。

8 セット割(Sプラン事業用特約)の定義書の変更および廃止

- (1) 房州ガスおよび大多喜ガスは、セット割(Sプラン事業用特約)の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 房州ガスおよび大多喜ガスは、セット割(Sプラン事業用特約)の定義書を廃止することがあります。この場合、房州ガスおよび大多喜ガスはあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を房州ガスのホームページに掲載します。
- (3) セット割(Sプラン事業用特約)の定義書の廃止にともない、房州ガスおよび大多喜ガスがお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。